

# 中国地方のインフラ整備

---



国土を**整**え、全力で**備**える  
国土交通省  
中国地方整備局



# ◇「道の駅」における防災機能強化

■災害発生時等の防災機能強化のため、中国地方管内の「道の駅」のうち、自治体の地域防災計画へ避難場所として位置付けされた11駅をモデルとして先行整備。

○H26.10 「道の駅 ゆうひパーク浜田」防災訓練

道の駅スタッフ・浜田市・浜田市消防本部・ゆうひライン女性の会・直轄事務所 総勢49名が参加



初期消火訓練の状況



婦人会による炊出し訓練

## 【防災機能 整備事例】

- 非常用電源設備、貯水槽  

- 非常用トイレ(簡易テント、マンホール)  




- 防災備蓄庫  

- 道路防災情報提供設備  




防災機能整備済：11駅  
道の駅名



-  道の駅
-  幹線国道
-  主な一般国道



# ◇沿岸部にある現有治水施設等の安全対策の推進

中国地方の山陽側沿岸部は、南海トラフ地震による「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、津波の到達が予想されています。

このため、山陽側の国管理河川において、津波等による浸水被害の防止を図るために、堤防の液状化対策等の耐震対策を推進します。

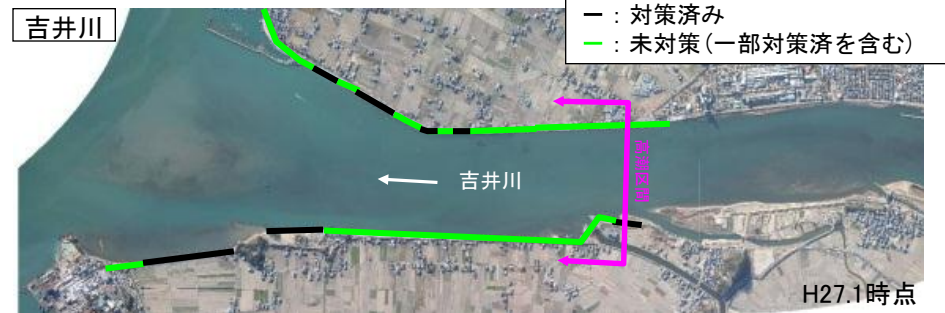
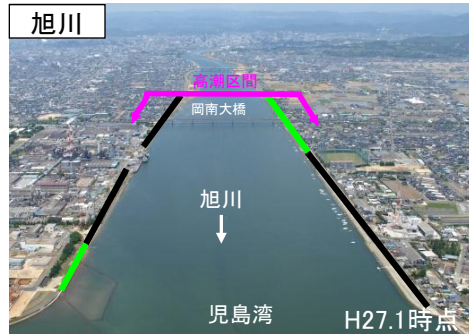
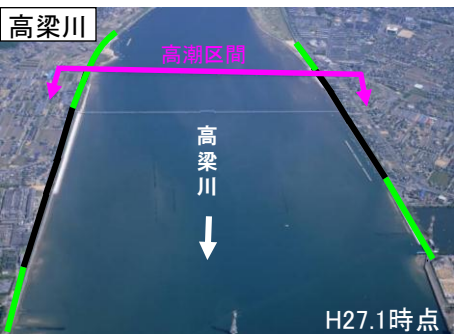
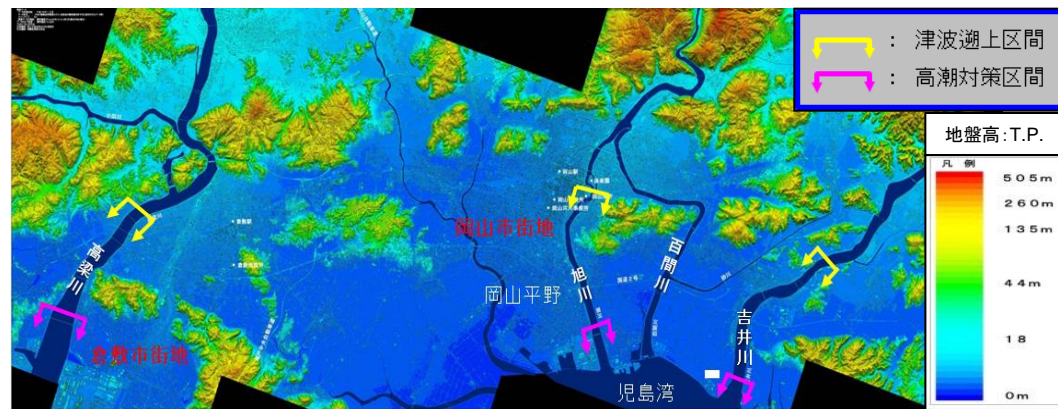
河川堤防の耐震対策状況（H27.3末見込み）

水系名	要対策延長	対策済延長	整備率	水系名	要対策延長	対策済延長	整備率
吉井川	5.3km	2.4km	45%	太田川	5.6km	0.0km	0%
旭川	3.3km	1.8km	55%	小瀬川	1.6km	0.0km	0%
高梁川	4.5km	3.0km	66%	佐波川	1.5km	0.3km	20%
芦田川	0.8km	0.6km	75%	計	22.5km	8.0km	36%

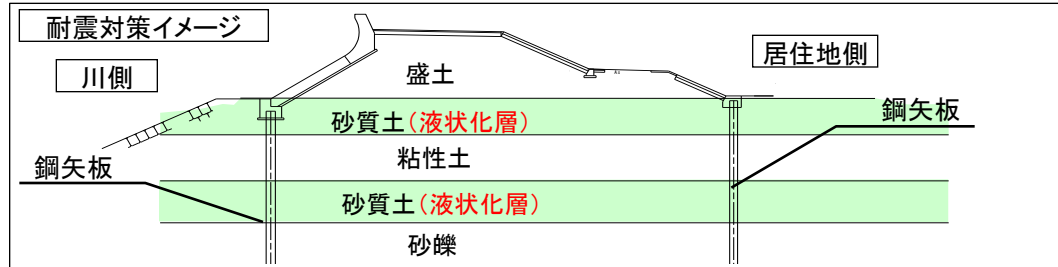
※要対策区間にはレベル1地震動に対する耐震対策済み区間は含まない

## 対策事例：吉井川・旭川・高梁川における耐震対策

岡山平野は江戸時代からの干拓等により形成された低平野であり、濃尾平野に次ぐ日本第2位のゼロメートル地帯が広がっていることから、地震により堤防等の液状化が発生し、河川を遡上した津波がはん濫した場合には、甚大な被害が発生するおそれがあります。このため、吉井川、旭川、高梁川の国が管理する区間において、河川管理施設の耐震性照査を実施し、河川堤防の耐震性が不足する区間の堤防の液状化対策を実施しています。



凡例  
 - : 対策済み  
 - : 未対策(一部対策済を含む)



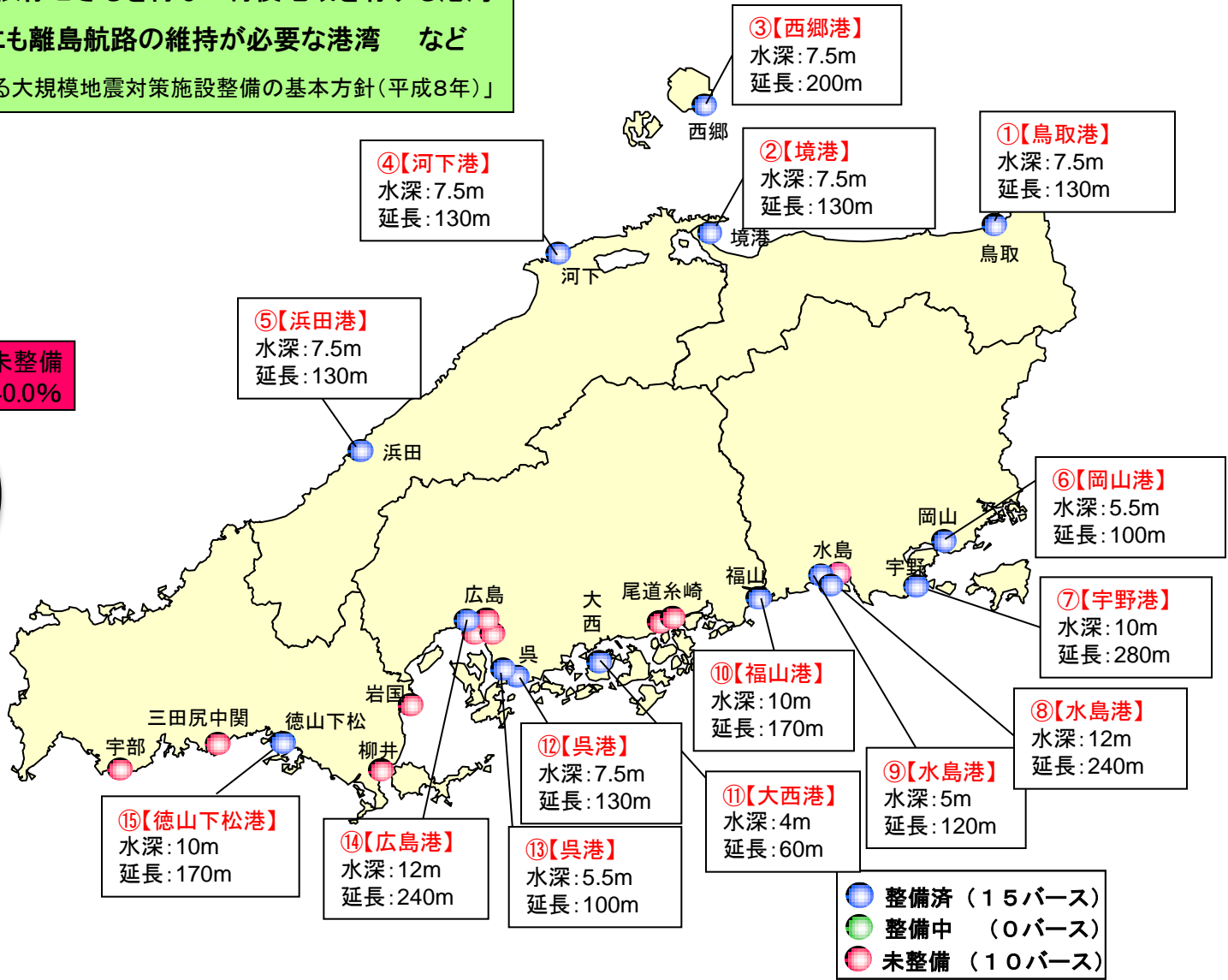
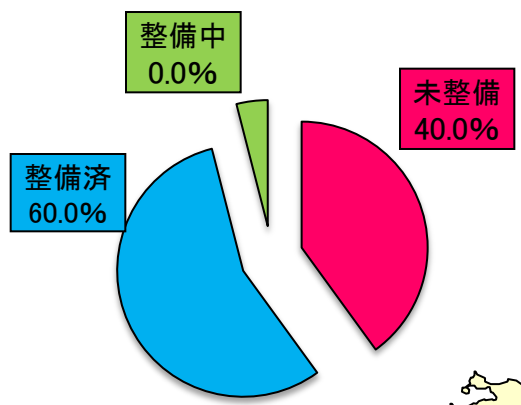
# ◇港湾の耐震強化岸壁の整備状況

## 耐震強化岸壁整備の対象港湾とは

- 港湾背後地域が一定規模の人口を有している港湾
- 緊急物資の輸送等を海上輸送に依存せざるを得ない背後地域を有する港湾
- 離島航路が就航しており震災時にも離島航路の維持が必要な港湾 など

「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針(平成8年)」

耐震強化岸壁整備率  
(H27.1月現在)





## ◇港湾施設の耐震対策が効果を発揮

耐震対策や液状化対策を行っていた道路や河川堤防、港湾、空港、役場などの構造物は壊滅的被害を免れた

### ■耐震強化岸壁（仙台塩釜港 仙台港区）の事例

■通常岸壁(写真手前側)は海側に移動し、背後の荷役場に沈下などの被害が発生。これに対し、耐震強化岸壁(写真奥側)の被害は小さかった。



# ◇橋梁の震災対策(耐震補強)の現状と今後の方針

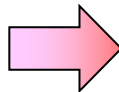
救急救命活動や復旧支援活動を支える緊急輸送道路としての機能を確保するために

## 落橋・倒壊を防止 (H17~H19年度)

- 大規模地震に対して、落橋等の甚大な被害を防止するため、橋長15m以上かつ2径間以上の橋梁について、緊急(優先)的に落橋防止等を実施。

## 重大な損傷を防止

- 現在は、大規模地震に対して橋梁の被害を限定的な損傷にとどめるため、**現行の基準(道路橋示方書)**に対応する耐震補強を推進中。
- 中国地方整備局管内の直轄国道における対象橋梁は約450橋あり、**南海トラフ地震防災対策推進地域内の対策を優先**するとともに、**防災拠点間を結ぶルート**の対策を推進。



落橋防止装置 (設置前)

落橋防止装置 (対策後)



橋脚巻立て (対策後)

## <南海トラフ地震防災対策推進地域>



### 指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



# ◇ 橋梁の耐震対策が効果を発揮

耐震対策や液状化対策を行っていた道路や河川堤防、港湾、空港、役場などの構造物は壊滅的被害を免れた

## ■ 橋脚（国道45号）耐震補強の事例

阪神淡路大震災での道路の被害を踏まえ、これまで東北管内490橋の耐震補強対策を実施してきた結果、落橋などの壊滅的な被害を防ぐことができ、早期復旧を実現

国道45号（観測震度：震度6弱）



【耐震補強済み（鋼板巻立補強）】  
地震動により損傷なし

県道（観測震度：震度5弱）



【耐震補強なし】  
橋脚が地震動により損傷

- 落橋防止装置が機能
- ・落橋防止装置（写真中央）の一部破壊
- ・桁を支えるゴム支承（黒い部分）は健全

落橋防止装置の一部破壊 ▶  
（国道13号福島西道路吾妻高架橋）





# 中国地方整備局の災害対応

---



# ◇平成26年8月豪雨(広島土砂災害)における対応状況(平成26年8月20日発生)

- ①8月19日夜から20日朝にかけての激しい雨により **土石流:127渓流(テック・フォース調査)、がけ崩れ:59箇所(9/5時点)**が発生。  
**直轄河川:2箇所、直轄道路(国道54号):2箇所**が被災。死者数74名。
- ②河川、道路については直ちに緊急災害復旧に着手し、河川は26日完了、道路(国道54号)は21日までに早期啓開を完了。

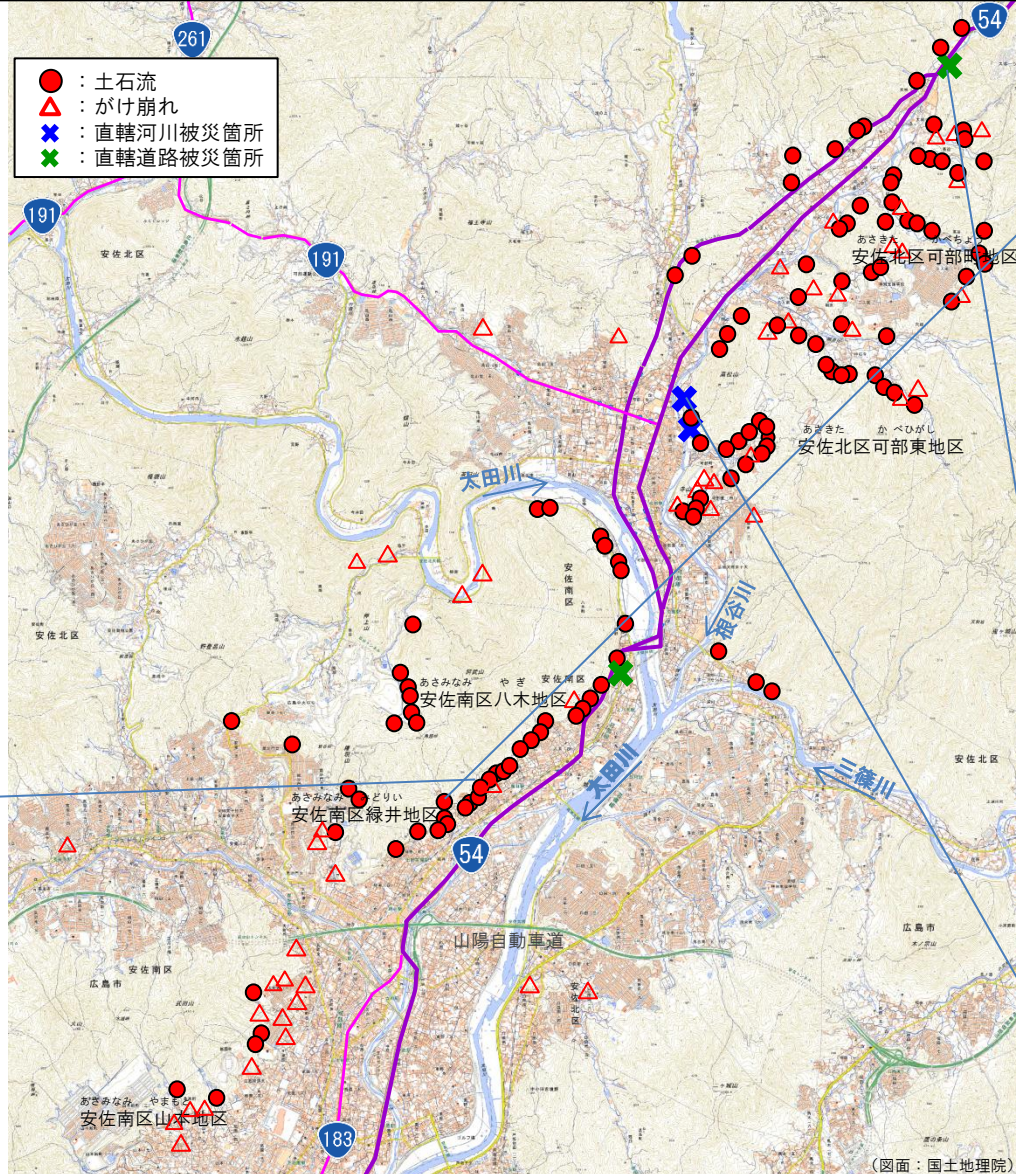


写真: 国土地理院 (H26. 8. 20撮影)

写真①



土石流の状況(安佐南区八木3丁目)



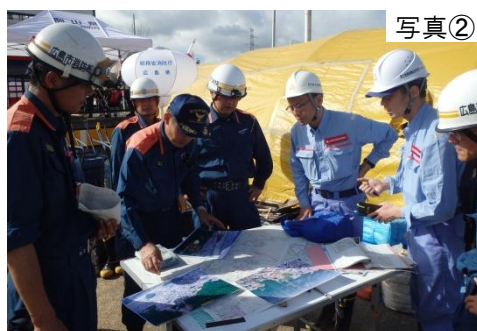


# 土砂災害に対する対応①(安全の確保と二次災害防止)

- ①直ちにテック・フォースが全国から参集。**人家周辺から山頂付近まで**、被災状況を迅速に調査。
- ②専門知識を活かし自衛隊、消防、警察が行う**搜索活動の安全確保等に関する技術的助言を実施**。
- ③324溪流の調査結果(危険度評価)を公表。**市長が避難勧告等の取扱い決定材料として活用**。
- ④大型土のうの設置等、応急対策を進めると共に、「広島豪雨土砂災害対策推進室」を設置し、**24溪流において砂防堰堤等の緊急事業に着手(9/19)**。**それ以外の溪流についても、広島県と連携し早急に対応方針の検討を進める**。



山頂付近を現地調査する  
テック・フォース隊員



テック・フォースによる  
消防局への助言



広島市長へ土石流発生溪流等の  
緊急点検結果を報告



応急対策として  
溪流に設置した大型土のう

**砂防堰堤の事例(安佐南区大町)**

**堰堤完成時**  
(平成26年7月22日撮影)

写真⑤  
写真は完成直前

**土石流発生直後**  
(平成26年8月20日撮影)

写真⑥

**砂防堰堤縦断図**

計画捕捉土砂量 2,300m<sup>3</sup>  
今回捕捉した土砂量 870m<sup>3</sup>

広島市内土石流発生溪流等の  
緊急溪流点検結果(一次・二次点検):テック・フォース調査

危険度 点検評価	評価の目安	溪流数		
		一次	二次	計
A評価	緊急避難体制を確保するとともに緊急的な対応が必要	70	7	77
B評価	当面は警戒避難体制を強化するものとし、状況確認の上で、必要に応じ対応が必要	38	12	50
C評価	特に変化はなく緊急度は低いが、降雨状況によっては注意するもの	75	122	197
合計		183	141	324

注)一次点検結果:8月30日公表  
二次点検結果:9月3日公表



# 土砂災害に対する対応②-1(生活復旧・再建に向けた土砂撤去等)

①堆積土砂、車両等が搜索活動や市民生活の大きな支障。住民、ボランティア、搜索機関、市等と連携しながら撤去を実施し、9月20日までに概成、引き継ぎ。

道路等：8月24日可部東地区および、8月23日緑井・八木地区で特に被害甚大で撤去の進んでいない地区中心に着手。  
9月20日までに概成、広島市等へ引き継ぎ。

八木用水：8月25日着手、9月3日概成し9月12日引き継ぎ。沢水による湛水被害の緩和に大きく寄与。

②テック・フォース延べ740人、建設会社40社・延べ5,648人を投入。

③今後も被災地の生活再建に向け、市街地の防災性向上やインフラの早期復旧に関する支援を実施。



住民と調整しながらの土砂撤去



昼夜を徹しての土砂撤去



建設会社と調整しながらの土砂撤去



関係機関との調整しながらの土砂撤去

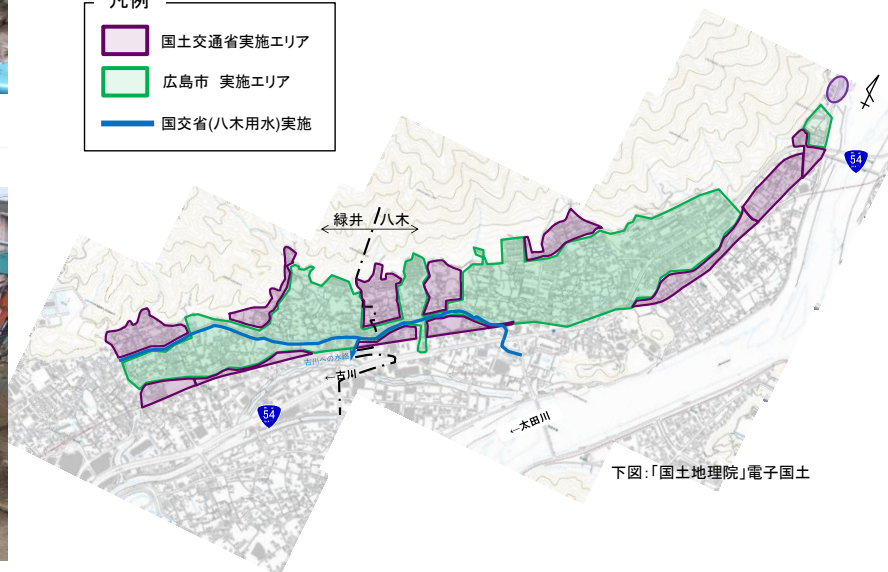
## <累計表>

- ・道路等の土砂撤去延長：19,090m (全延長19,090m)
- ・八木用水の土砂撤去延長：2,350m (全延長2,350m)
- ・投入機械(バックホウ)：延べ1,585台
- ・投入機械(ダンプトラック)：延べ2,988台

※全延長は、応急復旧計画(9月5日策定)の計画延長。  
土砂撤去延長は、国土省及び住民・ボランティアなどにより土砂撤去がなされた延長。

## 凡例

- 国土交通省実施エリア
- 広島市 実施エリア
- 国土省(八木用水)実施



下図:「国土地理院」電子国土



## <道路の土砂撤去状況【安佐南区八木3丁目】>



撤去前



撤去中



撤去後

## <八木用水の土砂撤去状況【安佐南区八木3丁目】>



撤去前



撤去中(夜間作業)

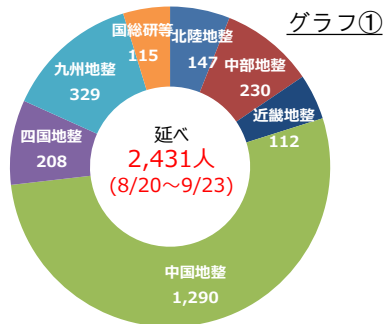


撤去後



- ①中国地方整備局を含む六つの整備局、国総研、土研の専門家が参集、延べ2,431人が活動。
- ②土砂災害や河川・道路被災状況の調査、排水作業等、幅広くきめ細やかな活動を展開。
- ③特に今回の活動では、下記の新たな展開について、地域から一定の評価。
  - ア) 搜索活動の安全確保や二次災害防止に関する技術的助言
  - イ) 市街地における土砂の緊急撤去(住民、ボランティア、搜索機関等とのコミュニケーション)

## H26. 8広島豪雨災害における テック・フォース派遣者数 (リエゾン等含む)



写真①

災害対策用ヘリコプターによる調査



写真②

排水ポンプ車による排水作業(安佐南区八木地区)

### 搜索活動の安全確保・二次災害防止の助言



写真③

搜索活動関係者への助言(高度技術指導班)

### 土砂撤去を迅速に実施するための調整



写真④

地域の方とのコミュニケーション(土砂撤去班)



写真⑤

被災状況の調査(砂防班)  
【8/30広島県、広島市に成果引渡】



写真⑥

被災状況の調査(河川班)  
【8/28広島市に成果引渡】



写真⑦

被災状況の調査(道路班)  
【8/28広島市に成果引渡】



写真⑧

太田大臣から  
テック・フォース隊員への訓示



写真⑨

総理大臣から  
テック・フォース隊員への激励



- ①被災が著しい渓流や緊急点検の結果を踏まえ、緊急的な対応が必要な57箇所から**砂防堰堤等の緊急事業に着手**（9/19）。
- ②国土交通省では推進体制強化のため、**太田川河川事務所内に「広島豪雨土砂災害対策推進室」、現地に「広島豪雨土砂災害対策現地推進室」を開設**（9/19）。
- ③12月2日砂防堰堤等の施設整備計画を公表。（国土交通省30箇所、農水省10箇所、広島県41箇所、広島市17箇所）

## 土砂災害対応の体制整備（H26.9.19）



写真①

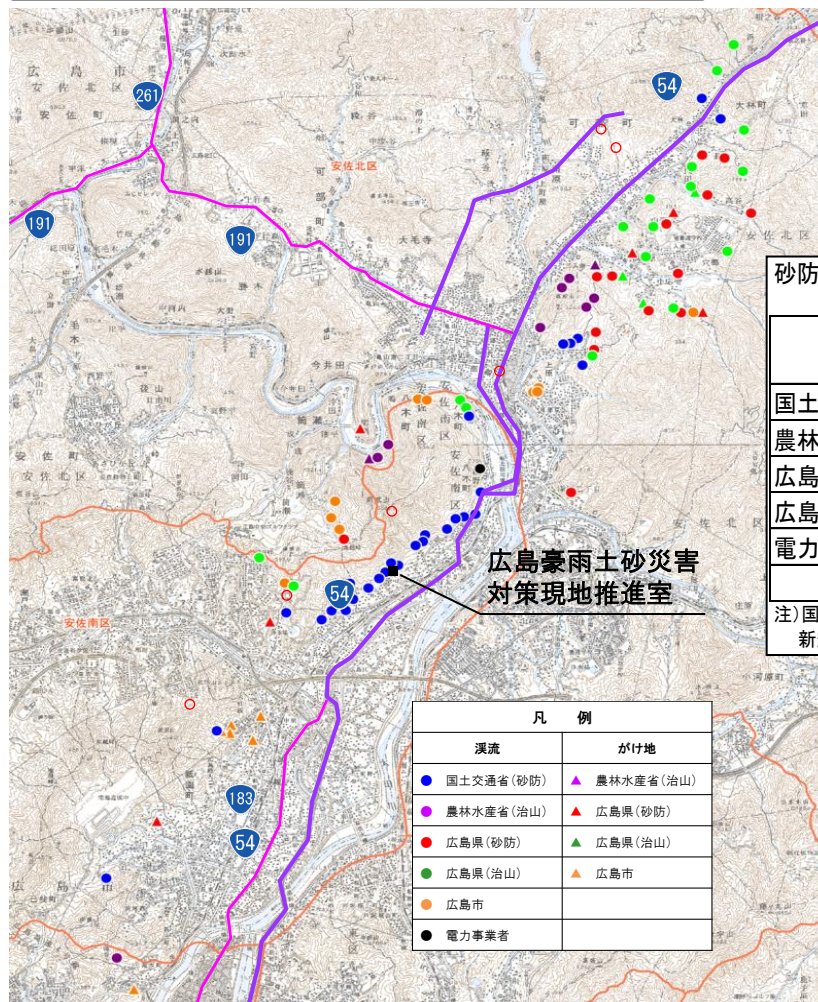
広島豪雨土砂災害対策現地推進室  
(高瀬分室内(広島市安佐南区八木)に開設)



写真②

工事業者との打合せ状況

## 砂防堰堤等の施設整備計画



砂防堰堤等の施設整備計画(H26.12.2)

	(箇所数)		
	緊急事業	緊急事業以外	合計
国土交通省	24	6	30
農林水産省	10	0	10
広島県	23	18	41
広島市	0	17	17
電力事業者	0	1	1
合計	57	42	99

注)国土交通省の緊急事業以外6箇所(●)は、広島県が国土交通省へ新規着手を要望している箇所

凡 例	
渓流	がけ地
● 国土交通省(砂防)	▲ 農林水産省(治山)
● 農林水産省(治山)	▲ 広島県(砂防)
● 広島県(砂防)	▲ 広島県(治山)
● 広島県(治山)	▲ 広島市
● 広島市	
● 電力事業者	

施設整備計画箇所図



- ①国土交通省と広島市合同で「砂防堰堤の施設配置計画(案)」と「復興まちづくりビジョン案(第1版)」に関する地元説明会を実施(11/28～)。
- ②砂防堰堤完成までの応急対策として、**強靱ワイヤーネット工を施工中**(2/3現在で14箇所完成)。
- ③強靱ワイヤーネット工が完成した渓流において、完成地元説明会を実施(10/31～)。
- ④砂防堰堤工事に使用する**3地区(八木、緑井、可部東)の進入路整備工事を発注**。**借地契約等が整い次第工事着手**(2/3現在で1箇所着手)。

## 強靱ワイヤーネット工施工状況



強靱ワイヤーネット工施行状況(削孔)



強靱ワイヤーネット工完成

## 砂防堰堤の施設配置計画(案) 地元説明会



地元説明状況



砂防堰堤の施設配置計画(案)

## 強靱ワイヤーネット工 完成に伴う地元説明会



## 進入路整備工事の施工状況





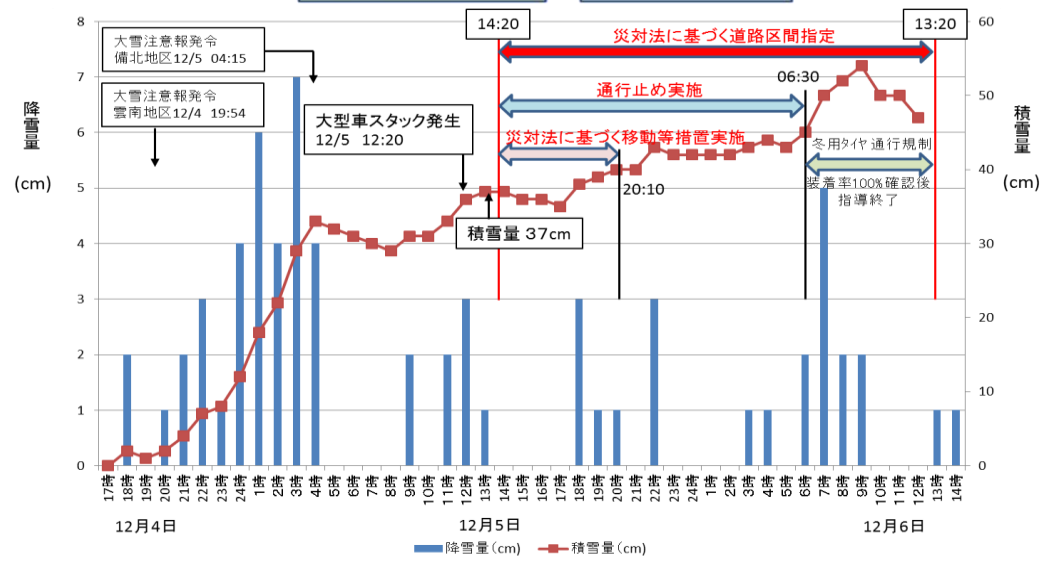
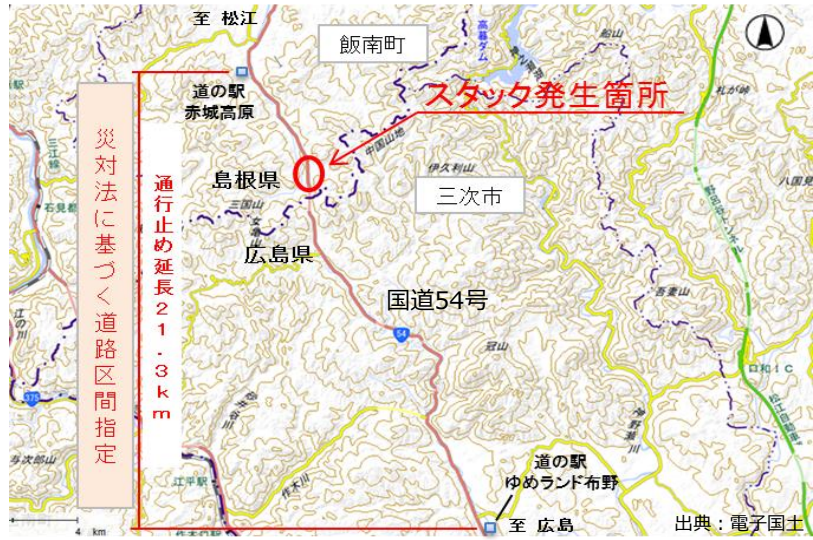
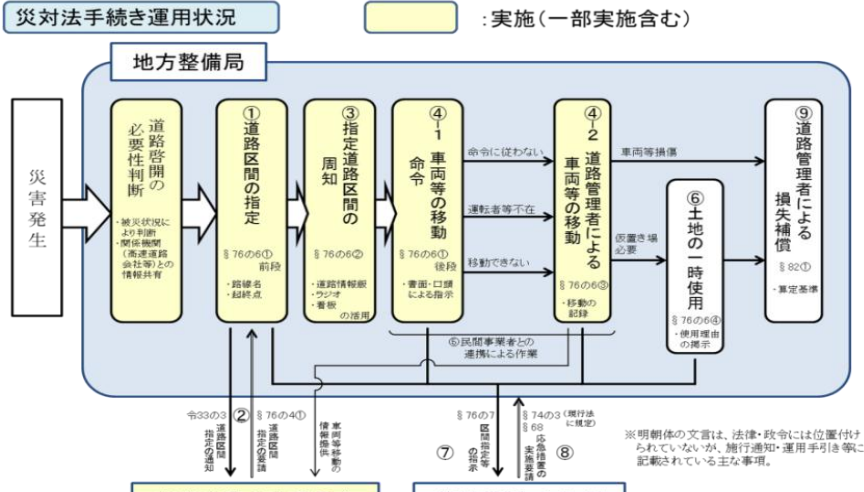
# ◇国道54号(島根県飯石郡飯南町上赤名)雪害対応の概要(平成26年12月5日発生)

- ・平成26年12月5日 12時20分 国道54号(95km付近) 大型車スタック発生(ノーマルタイヤ)
- ・同日、14時20分に国道54号を通行止めにするるとともに、道路管理者による車両移動等の措置を行うため、災対法第76条の6による道路区間の指定(広島県三次市下布野~島根県飯南町上赤名)を実施。
- ・中国地方で初の災対法適用によるスタック車両の移動、滞留車両の排除を行い、交通を開放。

位置図



**【概要】**  
**場 所：** 国道54号島根県飯石郡飯南町上赤名  
**スタック車両：** 大型車3台(ノーマルタイヤ装着)  
**滞留車両：** 約60台(島根側約30台 広島側約30台)





# 山口県長門市における鳥インフルエンザ発生を受けた対応状況(平成26年12月29日発生)

## ◆発生状況

平成26年12月29日に山口県長門市の農場から死亡鶏が増加したため、農場職員が簡易検査を実施したところ陽性を確認。当該農場から西部家畜保健衛生所に死亡鶏が増加した旨通報。家畜保健衛生所による簡易検査実施により陽性を確認(12/29 17:30)。殺処分(12/30 23:50終了)、搬出制限(1/16終了)、移動制限(1/23終了)、消毒等防疫処置、車両消毒ポイント(1/23終了)を設置。

## ◆対応状況

平成26年12月29日

- ・簡易検査により陽性を確認(本省 災対室より情報あり)
- ・中国地整災対本部警戒体制
- ・中国地方整備局 本部長指示発出(関係自治体へのリエゾン派遣、自治体支援に関する相談窓口として支援連絡室を設置、道路における車両消毒への協力、十分安全確保のもと感染拡大防止を最優先し適切な情報管理に努める、関係機関との情報共有・連絡体制の構築)
- ・山口県、長門市へリエゾン各2名を派遣
- ・照明車5台 派遣
- ・岡山県建設業協会及び広島県建設工業協会へ協力要請

## ■リエゾン派遣一覧

行先	派遣元	派遣期間
山口県庁	山口河川国道事務所	12/29~12/31
長門市	山口河川国道事務所	12/29~12/31

12月30日

- ・照明車1台、散水車1台、排水管清掃車4台 追加派遣
- ・消毒ポイントでの照明作業、給水作業を開始
- ・殺処分終了
- ・散水車1台、排水管清掃車4台 帰還

12月31日

- ・照明車6台、リエゾンが帰還したため、注意体制へ移行

1月23日

- ・山口県が移動制限区域(3km)を解除し、終息を宣言したため、注意体制を解除



消毒作業に使用する水の給水支援(12/30)



# ◇岡山県笠岡市における鳥インフルエンザ発生を受けた対応状況(平成27年1月15日発生)

## ◆発生状況

平成27年1月15日に農場主から井笠家畜保健衛生所に死亡する鶏が多いとの連絡が入り、岡山家畜保健衛生所において遺伝子検査等が行われ「H5N亜型」と判明(1/15 23:05)。移動制限、殺処分(1/19終了)、消毒等防疫処置、車両消毒ポイントを設置。全ての防疫活動を2月14日0時に終了。

## ◆対応状況

平成27年1月15日

- ・簡易検査により陽性を確認(農林水産省公表、中四国農政局より事前情報あり)
- ・中国地整災対本部警戒体制
- ・中国地方整備局 本部長指示発出(関係自治体へのリエゾン派遣、自治体支援に関する相談窓口として支援連絡室を設置、道路における車両消毒への協力、十分安全確保のもと感染拡大防止を最優先し適切な情報管理に努める、関係機関との情報共有・連絡体制の構築)
- ・岡山県、笠岡市、広島県へリエゾン各2名を派遣
- ・照明車5台、散水車1台、排水管清掃車1台、機械随員職員2名を派遣
- ・岡山県建設業協会及び広島県建設工業協会へ協力要請

1月16日

- ・福山市へリエゾン2名を派遣
- ・照明車2台追加派遣、排水管清掃車1台追加派遣
- ・殺処分箇所での照明作業、給水作業を開始

1月20日

- ・待機支援車追加派遣

1月23日

- ・農場の防疫作業が完了しリエゾン、照明車、待機支援車、機械随員職員が帰還したため、注意体制へ移行

1月27日

- ・最後まで派遣されていた散水車が帰還

## ■リエゾン派遣一覧

行先	派遣元	派遣期間
岡山県庁※→備中県民局	岡山国道事務所	1/15~1/23
笠岡市※	岡山河川事務所	1/15~1/19
広島県庁※	本局	1/15~1/16
福山市※	福山河川国道事務所	1/16

※印についてはリエゾン帰還後も、連絡体制継続中

## ■消毒ポイント及び派遣機械位置



養鶏場で支援を行う照明車(1/20)



道の駅に前進待機する災対機械(1/15)



消毒作業に使用する水の給水支援(1/16)



# ◇島根県沖浮流油の発生を受けた対応状況(平成27年1月5日発生)

## ◆発生状況

平成27年1月3日、浮流油が山口県萩市沖で発見され、巡視船艇により防除作業を実施。  
1月6日浜田市生湯港の西（沖のおしま）に漂着。また、生湯港から下府川河口にかけて付近沿岸にも漂着。

## ◆対応状況

- 平成27年 1月 5日 中国地整災対本部警戒体制  
九州地整に大型油回収船「海翔丸」出動要請
- 1月 6日 島根県庁、浜田海上保安部にリエゾン派遣  
海翔丸島根県浜田市沖で油回収作業
- 1月 7日 上空及び海上からの調査により油が無いことを確認
- 1月 8日 浜田地区流出油等事故対策本部が唐鐘漁港海岸の漂着油回収作業を防除措置専門家(海保)のアドバイスに基づき実施  
注意体制移行（海翔丸帰還）
- 1月12日 唐鐘漁港海岸及び生湯海岸で清掃ボランティア活動
- 1月13日 注意体制解除（新たな漂着が確認されないため）



浜田河川国道職員等による国府海岸での清掃ボランティア活動

## 漂着確認状況



海翔丸（九州地整）による油回収作業

※大型油回収船は全国に3船、北陸、中部、九州に配備

# ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）（平成27年1月18日施行）

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

## 背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

## 改正の概要

### 土砂災害の危険性のある区域の明示

#### 基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

#### 基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

### 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

#### 土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
  - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
  - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
  - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

#### 避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

### 避難体制の充実・強化

#### 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

### 国による援助

#### 国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。



## ● 災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

### 改正の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



### 法律の概要

#### 1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等 に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動  
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

#### 2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

#### 3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能  
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

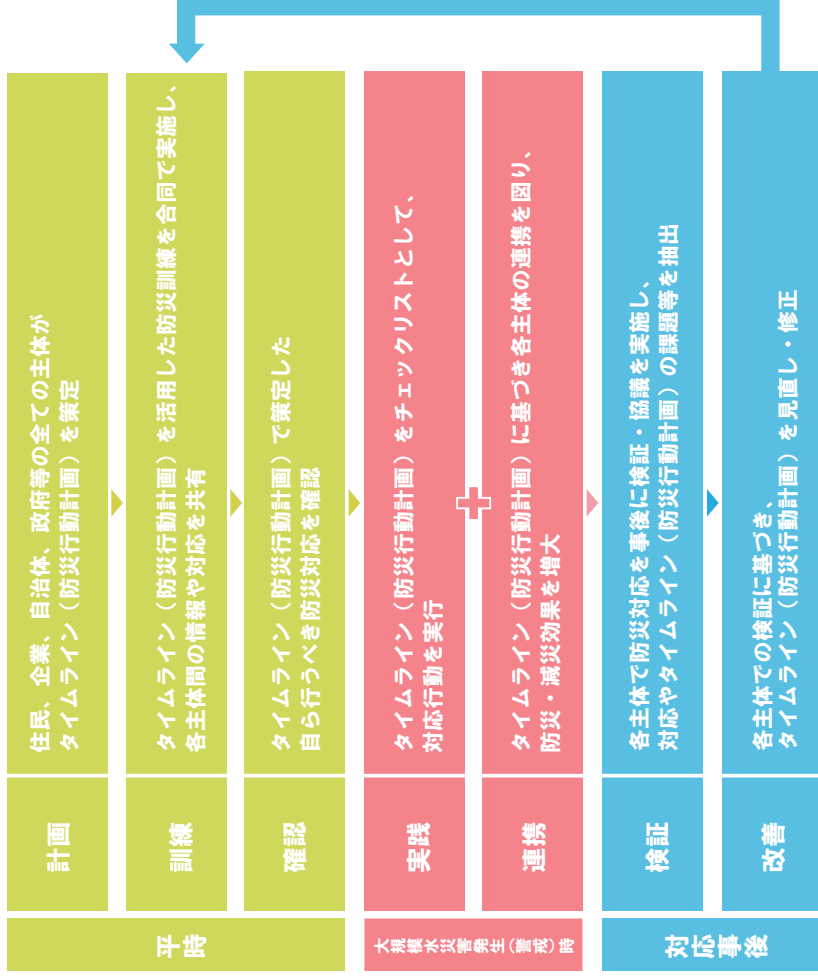
※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



車両移動のための具体的方策  
(例:ホイールローダーによる移動)

# タイムライン（防災行動計画）を活用した実践へ

大規模水災害の発災前から各主体が迅速で的確な対応をとるためには、いつ、だれが、どのように、何をやるかあらかじめ明確にしておくとともに、それぞれ他の主体がどのような対応をとるのかを把握しておくことが必要となることから、平時から各主体協働による、タイムライン（防災行動計画）を活用した取組みを行うことが重要となります。



## 国土交通省のタイムライン（防災行動計画）推進支援

国土交通省は、以下のような取り組みを通じ、タイムライン（防災行動計画）の策定・実践を推進します。

- 防災行動計画の策定・活用指針の作成
- 首都圏等におけるリーダーディング・プロジェクトの実施

問い合わせ先  
 国土交通省 水災害に関する防災・減災対策本部  
 防災行動計画ワーキンググループ事務局  
 水管理・国土保全局防災課 TEL 03-5253-8457

# 大規模水災害に備えたタイムライン（防災行動計画）の策定に向けて

近年、気候変動等の影響で日本全国で水災害が激化・頻発化しているとともに、大都市における地下空間の拡大等、都市構造の大きな変化やゼロメートル地帯への人口・産業の集積化等が進んでいることから、大都市をはじめとする全国各地で、大規模水災害が発生する可能性が高まっています。

今後、大規模水災害が発生することを前提として、平時時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが極めて重要となります。

## 近年の水災害の激化・頻発化



平成12年9月の東海豪雨（名古屋市）



平成25年8月の台風18号（京都市）

## ゼロメートル地帯を抱える大都市圏の災害脆弱性の増大



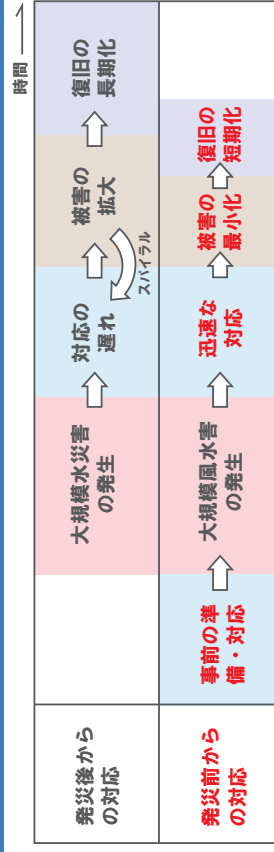
荒川堤決壊による洪水氾濫（想定）



東京海岸の高潮による浸水（想定）

## 大規模水災害発生リスクの増加

### 発災後の対応だけではなく、発災前の対応が鍵

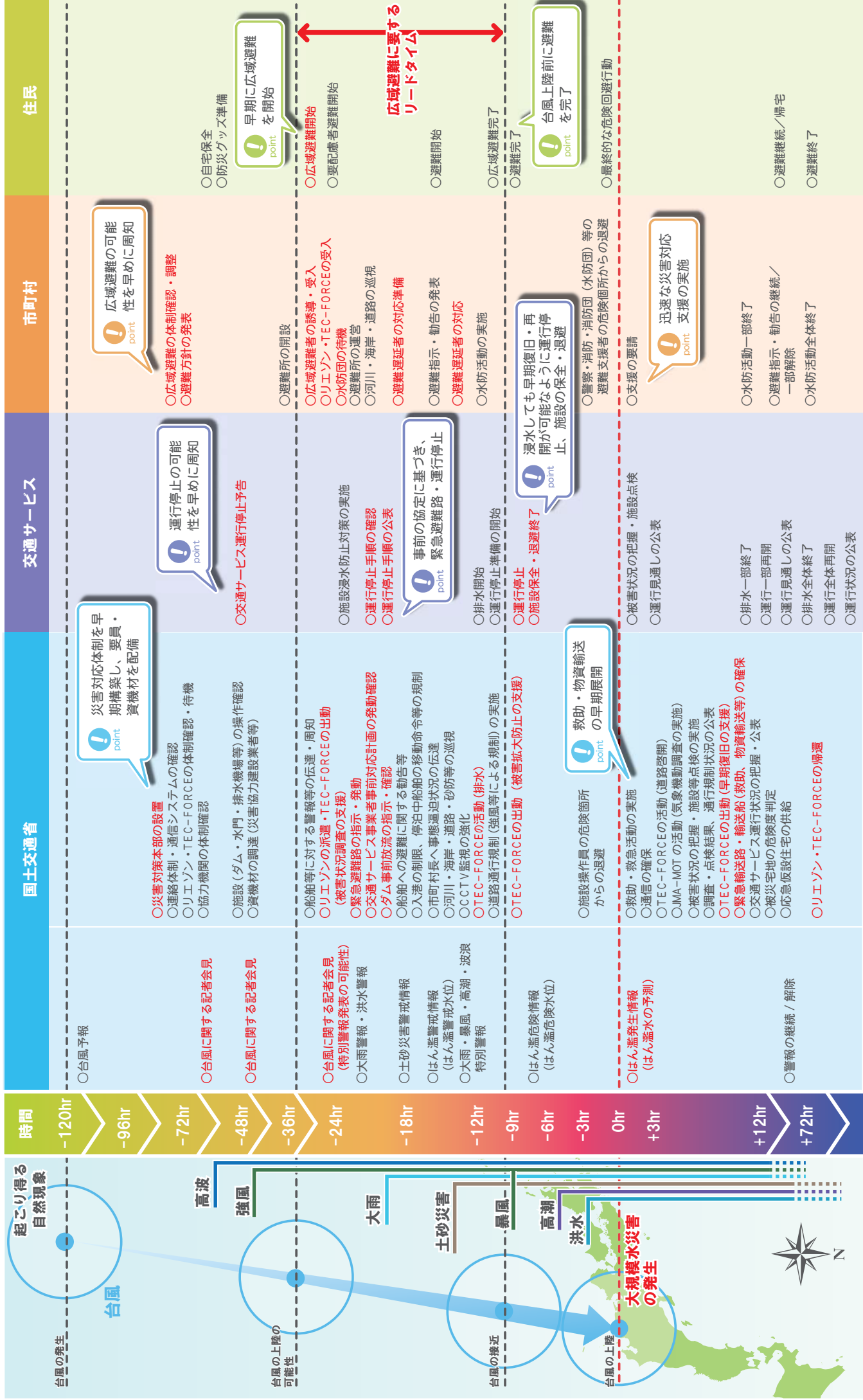


事前に協議した対応を発災時に活用

住民、企業、自治体、政府等の全ての主体が、事前に協議し策定した時間軸をあわせたタイムライン（防災行動計画）に沿って対応を！！



# 大規模水災害に関するタイムライン（防災行動計画）の流れ



※タイムラインに関わる関係機関、防災行動は多岐にわたりますが、本イメージ図は国土交通省の対応や広域避難と交通サービスに着目して整理したものであり、時間軸の設定、対応の実施などにあたっては、今後の検討、調整が必要になります。また、赤字は特に対応強化の必要と考えられる項目です。